

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-4
提出年月日	令和5年7月24日

(第4条 地震による損傷の防止 (屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の耐震評価における断面選定))

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221212-06	1	P9まとめ資料) 断面選定の観点について、KK7及び女川設工認などの先行審査実績を踏まえ、配筋変化部の重要性を整理し、説明すること。	R4. 12. 12	本日回答		配筋の仕様が耐震評価の結果に影響することを踏まえ、配筋の差異を評価対象候補断面の整理の観点として追加した。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 27)』 p. 4条-別添6-6, 15, 20, 25, 29, 33, 40 p. 4条-別紙8-6, 15, 21, 27, 32, 38, 46	
221212-07	2	P9まとめ資料) 断層や地下水等の周辺状況の条件について、断面選定の観点の重要性を整理し説明すること。	R4. 12. 12	本日回答		断層の有無が耐震評価の結果に影響することを踏まえ、断層の有無を評価対象候補断面の整理の観点として追加した。また、地下水位の設定の考え方を追記した。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 27)』 p. 4条-別添6-6, 7, 11, 15 p. 4条-別紙8-6, 7, 11, 15	
221212-08	3	P25まとめ資料) 海水管ダクトの傾斜部について、配筋等踏まえて断面選定の要否を整理し説明すること	R4. 12. 12	本日回答		海水管ダクトは、埋設深さごとに配筋が異なる構造となっており、傾斜部が2箇所 (最深部-中間部を傾斜部①、中間部-最浅部を傾斜部②とする。) 存在する。傾斜部の配筋は、2箇所とも埋設深さが深い方の配筋となっており、土圧の観点から、傾斜部①は最深部に包絡され、傾斜部②は中間部に包絡されるため、傾斜部の断面選定は不要と判断した。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 27)』 p. 4条-別添6-20 p. 4条-別紙8-21	
221212-12	4	P114まとめ資料) B-B断面に示されている厚さ800mmの壁の損傷による、通水性への影響を整理し説明すること	R4. 12. 12	本日回答		スクリーン室の外側には津波防護施設としてRC造の3号炉取水ビットスクリーン室防水壁及びMMRを設置することとしており、厚さ800mmの薄壁部に接している埋戻土の範囲は極めて限定的である。薄壁部が損傷した場合においても取水ビットスクリーン室に流入する埋戻土は微量であり、通水断面が閉塞することはないものと考えられることから、通水性に影響を及ぼすおそれはない。	資料1-7『ヒアリングにおけるコメント回答資料 (ID : 221212-12)』	
221212-13	5	P28まとめ資料) DG燃料油貯油槽トレンチの上蓋について、解析上の取扱いを整理し、波及的影響の評価において別途説明するなど、評価の考え方を整理して説明すること	R4. 12. 12	本日回答		B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの上蓋については、B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの一部であり、上位クラスという位置付けである。上蓋については、基準地震動により生じる地震力に対して損傷しないことを確認し、トレンチ内に設置されている配管等の上位クラス施設に波及的影響を及ぼさないことを詳細設計段階で確認する。	資料1-8『ヒアリングにおけるコメント回答資料 (ID : 221212-13)』	

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。